

第9回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成30年2月28日(水) 午後4時00分より
於：島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1

第9回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成30年2月28日(水) 14時00分
2. 閉会時間 平成30年2月28日(水) 15時25分
3. 開催場所 島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1
4. 出席委員者の数 17名
5. 欠席委員者の数 1名
6. 出席推進委員の数 5名
7. 報告事項
 - 報告第1号 合意解約通知書について
 - 報告第2号 使用貸借解約通知書について
 - 報告第3号 平成29年度農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について
8. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について
 - 第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
 - 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願について
 - 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第5号議案 農地法第5条第1項の規定による一時転用許可申請について
 - 第6号議案 非農地証明願について
 - 第7号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
 - 第8号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について
 - 第9号議案 島原市農業再生協議会委員の推薦について
 - 第10号議案 島原市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について
 - 第11号議案 島原農業振興地域整備計画(案)について

午後2時00分開始

議長

皆さんこんにちは、只今より、第9回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、 番^{・・・}委員は所要の為、欠席との連絡がっております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、 番^{・・・}委員、 番^{・・・}委員を指名します。

議長

初めに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、合意解約通知書について報告します。

議案集1ページに記載のとおりで、2件4筆2,660.00平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集は2ページに記載のとおりで、4件8筆7,992.00平方メートルの届けがありました。

次に、報告第3号、平成29年度農地利用状況調査の結果について報告します。

議案集3ページに記載のとおりで、昨年8月から9月にかけて、各地区農地利用状況調査を実施していただきました。その結果についてご報告いたします。

市内全体で遊休農地の面積は、平成28年度で308筆の195,199.18㎡でありました。

本年度の調査結果、新規に確認した遊休農地は、39筆の27,724㎡、解消されていた面積は、43筆の27,437㎡で合計の304筆195,486.18㎡となりました。昨年と比較して287㎡の増となりました。なお、各地区の明細は記載のとおりであります。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願の1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願の1番について説明します。

この証明は、農地を取得するには農地法の規定（農地法第3条）が適用されるため、裁判所が競売を実施する際に、事前に入札者が農地法に規定する農地取得可能者か確認するために、入札時に提出しなければいけない書類となるものです。

買受適格証明の許可基準につきましては、農地法第3条第1項の規定に準じて審査し、適当であるとされたものに、買受適格証明書を交付するものです。

また、買受適格証明書は農地法に規定する許可ではありませんので、落札者は改めて、農地法の規定による許可申請をすることになります。

今回の申請者は、・・・の・・・さんです。

畑1筆122方メートルを競売申込するための証明願いです。

現在の耕作面積は8,684.57平方メートルで、農機具は、トラクター1台、管理機1台、トラクタ3台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・・ 委員。

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願いの1番について報告します。

1番の譲受人は、農家で妻、子、子の妻の4人で農業を営んでおり、主に野菜を作付し、通作距離は自宅より20メートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番は買受適格証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案農地法第3条第1項目的の買受適格証明願の1番について買受適格証明書を交付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請1番から4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の1番から4番について説明します。

1番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。

畑1筆412平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は14,419.30平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕耘機1台、トラック1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

2番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。

畑1筆378平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は5,702.22平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕耘機1台、管理機1台、バインダー1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

3番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。

畑3筆3,678平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は24,196平方メートルで、農機具は、トラクター1台、人参収穫機1台、しょうが掘り取り機1台、散布機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

4番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。

畑1筆5,72平方メートルを譲与するための申請です。

取得後の耕作面積は6,811.72平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕耘機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

なお、譲渡人が・・・となっておりますが、旧有明町時代に水路敷きとして提供された、・・・番と・・・番の代わりに譲与する予定の土地です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1番について、・・・ 委員。

現地調査員

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、農家で45年の農作業歴があります。

妻と子の3人で農業を営んでおり、ダイコン、ニンジンを作付し、通作距離は徒歩で5分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に、2番についても、・・・・・・ 委員。

現地調査員

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の譲受人は、兼業農家で40年の農作業暦があります。

妻と2人で農業を営んでおり、ダイコン、レタスを作付し、通作距離は徒歩で5分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に、3番についても、・・・・・・ 委員。

現地調査員

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の譲受人は、農地所有適格法人で平成・・年・月に設立されています。

常時雇用者5人と臨時雇用者9人で農業を営んでおり、しょうが、ニンジンを作付し、通作距離は車で10分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に、4番について、・・・・・・ 委員。

現地調査員

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の4番について報告します。

4番の譲受人は、農家で8年の農作業暦があります。

父母と祖母の4人で農業を営んでおり、レタス、ブロッコリーを作付し、通作距離は自宅より1キロメートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案の1番から4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番から4番は許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の1番から4番は許可することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可処分の取消願いの1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可処分の取消願いの1番について説明します。

1番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さんで、申請地379平方メートルを譲り受け、木造平屋建て住宅の建築及び住宅への進入路にしたいと申請され、平成・・・年・・・月・・・日付け長崎県指令・・・農地活第・・・号で許可されておりましたが、住宅の建築が中止となり、契約を解除したため許可の取り消しをしたいとの申請です。

申請地を確認したところ、工事は着工されておらず、現況は農地のままになっておりました。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長)

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条の規定による許可処分の取消願いの1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可処分の取消願いを認めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

第3号議案 農地法第5条の規定による許可処分の取消願いの1番は認めることに決定し、県知事に

進達します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番について説明します。

1番の譲渡人は、・・・・・・の・・・・・・さん、譲受人は・・・・・・の・・・・・・
・・・・・・の・・・・・・さんで、申請地535平方メートルを譲り受け、分譲住宅2区
画を造成したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域、第一種低層住居専用地域であることから、第3種農
地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は・・・・・・の一角にあり、北側は水路を挟んで宅地、東側は宅地、南側は道路、
西側は農地となっております。

雨水は自然流下して敷地内側溝を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りまし
た。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番について、ご意
見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長)

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について説明します。

2番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さんで、申請地162平方メートルを譲り受け、木造平屋建て物置を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の工業地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は・・・の一角にあり、北側は譲受人の雑種地、東側は譲渡人の雑種地、南側は河川、西側は水路を挟んで農地となっております。

雨水は自然流下するというので、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請3番について説明します。

3番の賃貸人は・・・の・・・さん、・・・の・・・さん、・・・の・・・さん、賃借人は・・・・・・の・・・・・・・・・さんで、申請地2, 768.30平方メートルを借り受け、店舗（・・・・・・）を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の申請地は・・・の一角にあり、北側は宅地及び道路、東側は宅地、南側は農地、西側は道路となっております。

雨水は溜桝を經由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請3番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請4番について説明します。

4番の使用貸人は・・・の・・・さん、使用借人は・・・の・・・さん及び・・・の・・・さんで、申請地479平方メートルを借り受け、木造二階建て住宅を建築したいとの申請です。申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員)

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番について報告します。

4番の申請地は・・・の一角にあり、北側は里道を挟んで宅地、東側は農地、南側は宅地、西側は使用貸人の宅地となっております。

雨水及び生活雑排水は溜桝を経由して道路側溝へ、汚水は汲み取りということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請4番について、ご意見等ありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第5号議案 農地法第5条の規定による一時転用許可申請の1番を上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、・・・番・・・・・・委員の退場を求めます。

(・・・・・・ 委員 退場)

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 農地法第5条の規定による一時転用許可申請1番について説明します。

この申請については、前月1月総会の第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請4番で、許可相当と議決していただき県に送付したところ、この案件は農地法第5条の規定による一時転用案件に該当するとの指摘があったため、申請者に説明をして、先月の農地法第5条の規定による許可申請を取り下げて、今回、農地法第5条の規定による一時転用申請がされております。

1番の使用貸人は・・・の・・・・・・さん、・・・の・・・・・・さん、・・・の・・・・・・さんの3名、使用借人は・・・の・・・・・・・・・さんで、申請地4,172平方メートルを借り受け、公共事業等で発生する建設残土の処分場として利用したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

なお、この申請は農地法第5条第3項の規定により、農地を農地以外にする行為に係るもので30アールを超える場合は長崎県農業会議（都道府県機構）の意見を聞かなければならない、と規定されております。

本市では、農業委員会総会で議決後に長崎県農業会議の意見を聴取することになっており、長崎県農業会議の意見を踏まえた農業委員会の意見書を付して県知事に進達することになりますが、長崎県

農業会議の意見の記入については会長に一任する事としてよろしいでしょうか。

なお、先月の転用申請が一時転用申請に代わるのみで内容に変更がなかったため、先月の申請でもあり、今回の現地調査は行っておりませんが、先月の現地調査報告としましては、「4番の申請地は・・・の一角にあり、北側は山林、農地及び宅地、東側は道路、南側は道路を挟んで農地、西側は山林となっております。

雨水は集水桝を經由して水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。」との報告がなされております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案 農地法第5条の規定による一時転用許可申請1番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案 農地法第5条の規定による一時転用許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

なお、県知事に進達するにあたり、会長において長崎県農業会議あてに諮問書を送付し、その意見を踏まえた農業委員会の意見書を付しますので、ご了承をお願いいたします。

・・・番　・・・　委員の入場を求めます。

(・・・　委員　入場)

議長

第5号議案 農地法第5条の規定による一時転用許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定しましたので報告します。

次に、第6号議案 非農地証明願いの1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

1 番の申出人は・・・・・・の・・・・・・さん及び・・・・・・の・・・・・・さんで、申請地は昭和 5 9 年月日不詳頃から隣接する雑種地と一体に、駐車場として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・・・・ 委員

現地調査員

第 6 号議案 非農地証明願いの 1 番について報告します。

1 番の申請地は・・・・・・の一角にあり、北側、東側、南側及び西側は宅地となっております。

現地を見ますと、隣接する雑種地と一体に駐車場として使用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第 6 号議案の 1 番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第 6 号議案の 1 番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第 6 号議案の 1 番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第 6 号議案 非農地証明願いの 2 番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第 6 号議案 非農地証明願いの 2 番について説明します。

2 番の申出人は・・・・・・の・・・・・・さんで、申請地は昭和 3 9 年月日不詳頃より・・・・・・の店舗用地として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

..... 委員

現地調査員

第6号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

2番の申請地は.....の一角にあり、北側は宅地、東側、南側は道路、西側は宅地となっております。

現地を見ますと、.....の店舗の敷地として使用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第6号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第6号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第6号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定します。次に、第7号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第7号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集10ページから14ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定 13件 19筆 20,416.00㎡

耕作権の再設定 22件 29筆 38,993.00㎡

合計 35件 48筆 59,409.00㎡

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集15ページに記載のとおりで、

2件 5筆 4,986.00㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第7号議案 農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第7号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)は承認することに決定します。

次に、第8号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第8号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について説明いたします。

この議案は、本日の総会で先程承認をいただきました長崎県農業振興公社に貸借する分の5筆5,913平方メートル分を含み、島原市より「農用地利用配分計画(案)」の意見聴取の依頼がありました。

議案集の16ページをご覧ください。

1番及び2番の農地の受け手は・・・の・・・さんで、貸借後の耕作面積は、27,862平方メートル、農機具はトラクター2台、トラック2台、管理機1台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は4名で、主に野菜等を作付されており、すべての許可要件を満たしております。

3番及び4番の農地の受け手は・・・の・・・・・・・・・さんで、貸借後の耕作面積は、29,096平方メートル、農機具はトラクター2台、トラック3台、管理機1台、散布機2台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は3名で、主に野菜等を作付されており、すべての許可要件を満たしております。

次に5番の農地の受け手は、・・・の・・・さんで、貸借後の耕作面積は50,811平方メートル、農機具はトラクター2台、トラック4台、散布機1台、管理機2台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は6名で、主に野菜等を作付されており、すべての許可要件を満たしております。

6番から8番の農地の受け手は・・・の・・・さんで、貸借後の耕作面積は、35,201平方メートル、農機具はトラクター3台、トラック5台、管理機1台、散布機1台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は4名で、主に野菜等を作付されており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第8号議案は問題なしということで市に回答することに決定します。

次に、第9号議案 島原市農業再生協議会委員の推薦について上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局

第9号議案、島原市農業再生協議会委員の推薦について説明します。

島原市農業再生協議会につきましては、経営所得安定対策の推進、規模拡大交付金の推進、担い手の育成確保等を行うもので、委員の任期は、平成31年3月19日までの任期となっております。

今回、・・・委員の・・・により欠員が生じたため、島原市農業再生協議会会長より後任の委員の推薦依頼がきておりますので、後任委員の推薦方よろしく申し上げます。

なお、後任委員の任期は平成31年3月19日までとなっております。

以上で説明を終わります。

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見がないようであれば、議長において指名推薦いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、議長において指名推薦いたしたいと思います。・・地区委員の欠員による推薦ということで、島原市農業再生協議会委員の次期委員として、・・地区の委員であります、・・・・・・ 委員を推薦したいと思います。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要があります。

・・・・・・ 委員の退場を求めます。

(・・・・・・ 委員 退場)

議長

ただいま指名いたしましたとおり・・・・・・ 委員を島原市農業再生協議会委員に推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、・・・・・・ 委員を島原市農業再生協議会委員に決定します。

・・・・・・ 委員の入場を求めます。

(・・・・・・ 委員、入場)

議長

・・・・・・ 委員を島原市農業再生協議会委員に推薦することに決まりましたので報告します。よろしくお祈いします。

次に、第10号議案 島原市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局

第10号議案 島原市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について説明します。

この議案は、先月の農業委員、推進委員合同会議で協議し決定していただいたのですが、農業委員

会総会での議決（農業委員会等に関する法律第27条）が必要ではないかということで、改めて議案として上程したものです。

なお、前回の農業委員、推進委員合同会議では、異議等もなく全会一致で決定していただきました。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第10号議案 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）については決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第10号議案 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）のとおり決定します。

次に、第11号議案、島原農業振興地域整備計画書(案)について、上程します。

なお、内容の詳細について説明を求めるため、産業政策課の職員を呼んでおりますので、職員の入場を求めます。

（産業政策課、・・・課長・・・班長・・・主任 入場）

事務局の説明を求めます。

事務局

第11号議案、島原農業振興地域整備計画書(案)について説明します。

現在、市が策定している「島原農業振興地域整備計画」について国の「農用地の確保に関する基本方針」の変更に伴い、県の「農業振興地域整備基本方針」の変更が行われたことにより、「島原農業振興地域整備計画」の全体的な見直しをおこなうものであります。

島原市が農業振興地域整備計画を定める場合及び変更する場合は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2により、農業委員会の意見を聴取することとなっており、今回、「島原農業振興地域整備計画書」(案)について市より意見聴取の依頼がありました。

計画の詳細については、産業部・産業政策課より説明いたします。

(・・ 産業政策課長)

皆さんこんにちは。市役所産業部産業政策課長の・・でございます。どうぞよろしくお願ひします。

本日は農業委員会の貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

ただいま事務局からの説明がありましたとおり、本年度、島原農業振興地域整備計画の全体見直しという形で新しく計画の方を作成いたしました。

それにつきまして、本日ご説明をさせていただきたいと思ひます。

まず、農業振興地域と言うことで、皆さんご存知だと思ひますが、それにつきまして簡単にご説明をさせていただきます。

お手元にですね、農業振興地域制度のあらまし（パンフレット）を差し上げておりますので、それを見ていただきたいと思います。

それ（パンフレットを）開いていただきまして、6ページ、7ページと言うところがございます。

農業振興地域制度の概要と言うことで書いてございますが、農業振興地域につきましては、国・県・市が一体となって優良農地を確保すると共に農業に関するいろんな農業施策をですね、計画的に実施するために国の方で農用地等の確保に関する基本指針と言うものを策定いたします。

それに基づきまして、県の方で農業振興地域整備基本方針を策定すると共に各市町に農業振興地域というものを県が指定することになっています。

それに基づきまして、各市町村の方で農業振興地域整備計画を策定することになっているところでございます。

（パンフレット）7ページのところに農業振興地域整備計画とはと書いてございますが、その下の表のようになっております。

農業生産基盤の整備とか、農用地等の保全、農業経営規模拡大、農業の近代化のための基本計画の他ですね、集団的農地や農業公共投資の対象となる優良農地について農用地区域に設定することによって、農業生産の基盤となる農用地等を確保していくということになっております。

これ（パンフレット）を開いていただきまして、2ページ、3ページをご覧ください。

農業振興地域というのを県の方で指定されているわけですが、これは総合的に農業の振興を図ることが相当な地域として県知事が市町村ごとに指定をいたしているところでございます。

その農業振興地域の中にですね、3ページになります、農用地区域というのを設定します。

農用地区域につきましては、市町村が概ね10年以上にわたって農業上の利用を確保すべき土地として設定した区域となっております。

農用地区域にですね、設定すべき土地としまして、下の方1、2、3、4、5ということで、10ha以上の集団的農用地、土地改良事業等の対象地、土地改良事業等の施設用地、農業用施設用地、地域の農業振興を図る観点から農用地区域に含める必要がある土地ということですね、それを勘案しまして農用地区域というのを設定されているところでございます。

今回は全体見直しということで約5年毎ぐらいにですね、全体見直しをしているところでございま

すが、ちょうど今年度が5年目と言うことで全体見直しをしたところでございます。

その全体見直しの中身につきましてははですね、担当の香田の方から説明をさせますのでよろしくお願します。

(・・・ 主任)

産業政策課の・・・と申します。それでは、資料1により説明させていただきたいと思ひます。

資料1の見開きのページになります。それでは、説明させていただきます。

資料1にあります大きな1の農業振興地域整備計画作成における現在までの流れをご覧ください。

農業振興地域整備計画の全体見直しとは、①の法改正等に伴う国による基本指針の変更及び県の基本方針の変更、②の農業振興地域の区域の変更、③の経済情勢の変動があった場合におきまして、おおむね5年ごとに基礎調査を行い、農業振興地域整備計画の変更を行うことになっております。

今回の整備計画の見直しに至った背景としましては、下になりますけれども、「食料・農業・農村基本計画」に変更がございました。

これを受けまして右側になりますが、枠内(1)にございます「農用地等の確保に関する基本指針」の変更、また、左側中央の枠内(2)にございます「長崎県農業振興地域整備基本方針」を変更されましたが、ともに農地は減少していくとの見解になっております。

しかしながら、農地が減少していく中で、確保に向けた取組として、農地中間管理機構による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化の促進、及び多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度を活用した地域ぐるみでの農地保全に関する共同活動など営農の「継続」に対する支援を行いながら、出来る限り農地の減少を抑制し、確保していくよう明記されているところであります。

続きまして、枠内の(3)の「農業振興地域整備計画の変更」でございすが、基礎調査の内容としましては、農用地等の面積や土地利用の状況調査、人口規模の推移や農業生産等の推移などの統計調査および公共用施設用地や遊休農地調査、また、土地利用変更案件の意向調査等を行い、農業振興地域整備計画を見直していくこととなります。

意向調査としましては、市ホームページや広報しまばらへの掲載、また、農事実行組合及び自治会・町内会班回覧により周知を図らせていただいたところでございます。

次に、枠内の(4)の「農用地区域への編入・除外等の検討」につきましては、①から⑤を判断基準として検討を行ったところでございます。

つづきまして、枠内の(5)の農業振興地域整備計画の策定についてであります。農業振興地域整備計画書は下図にありますとおり①から⑧までの8つの項目を総合したものが農業振興地域整備計画となります。

今回、農用地区域への編入や除外、また、農用地を確保するための各種施策による支援について全体的に見直しを行い、全体計画を要約したものが、別添の資料2にあります、計画書(案)となっております。

資料1の①にございます農用地利用計画ですが、農用地区域への編入、除外対象としております案

件につきましては、別添の資料3の除外・編入一覧表の中で、内容ごとに一覧として整理しております。

併せまして、今回の見直しにおきまして除外を行おうとする23件の位置図、6ページから30ページにそれぞれの現場写真及び農振図を添付しております。

また、31ページから編入一覧、最終ページに農業振興地域図全体をお示ししたものを添付しております。

図面の黒枠部分が農業振興地域、青部分が編入、赤部分が除外、黄色部分が農用地区域となっております。

それでは、資料1の次のページを開いていただいでよろしいでしょうか。

「島原農業振興地域整備計画の変更内容」でございますが、編入につきましては、三会原第3地区の、圃場整備地を対象といたしまして約6.8haの増、除外におきましては、非農地関係、見直し希望案件、市の一体的判断、高規格道路関係、安中地区における地籍調査結果の反映を含めて約5.1haの減となっており、差引の約1.7haの増となっております。

また、参考といたしまして平成11年度から平成24年度の全体見直しの際における農用地区域の増減の推移を掲載しております。

その中におきまして、市の判断による除外及び高規格道路関係につきまして経緯等をご説明いたします。

資料3の除外・編入一覧表の20ページをご覧ください。対象地は上折橋町の22筆となります。

22筆は、雲仙岳災害時において砂防指定された用地の残地でありましたが、農用地区域として指定されたままとなっております。

隣地には雲仙普賢岳噴火災害時に市民を守るために指定されました砂防指定地を活用し、平成24年度につくられました「しまばら火張山花公園（旧芝桜公園）」がございます。

周辺には、ジビエや薬草を活用した企業も誘致されており、本市の産業分野における発展が見込まれる土地となっておりますことから面積にして約9,597㎡の農用地区域ではありますが、一体的に除外したいと考えております。

続きまして、22ページをご覧ください。

対象地は原口町の15筆、9,856㎡でございます。

対象地は県の事業として進行中であります地域高規格道路「島原道路（出平有明バイパス）」事業に係る家屋移転予定地の除外について提案させていただくものであります。

道路予定地となり家屋移転が必要な住宅用地は3件ございます。

高規格道路は島原市市勢振興計画におきまして、広域ネットワークの構築を図る上で重点項目に位置しており、最重要課題として取り組みたいと考えております。

この事業を進めていくためには、道路予定地にかかる土地所有者のご協力が必要不可欠でありますので、移転協力いただく土地所有者の意向も汲みながら、振興局より見込みではあります移転計画を作成していただいたところであります。

資料に記載しております「オレンジのライン」までが高規格道路及び側道までの予定地となっております。

ります。また、「黄緑のライン」で囲まれた部分が家屋移転予定地見込み範囲となります。

計画としましては、用地買収の了承をいただいた場合、家屋移転予定地へ繋がる側道を整備し、住宅建設着手後に高規格道路を整備していく予定であります。

本市としましては、円滑な事業進捗と住宅建設を行うために道路予定地も含め、一帯的に除外を行いたいとの考えを県の農地利活用推進室へ島原振興局、道路2課・用地課・農村整備課と同行・説明し了解を得ております。

また、隣接地は三会原第4地区の圃場整備計画地でもございますので、住宅が完成した後、残地部分については土地所有者の了解のもと圃場整備地への編入を検討させていただきたいと考えております。

次に、計画書（案）の変更内容以降につきまして、班長の内島より説明いたします。

つきまして、説明いたしますけれども、資料の2の方をお願いします。

資料2の島原農業振興地域整備計画書（案）というところになっております。

まず1ページを、目次の次の1ページを見てください。

ページ中段ですが、主に変更点を盛り込んだ部分について説明していきます。この中でですね、本市の農業振興地域としまして県より指定されたこの表の真ん中表の右端のほうになるんですけども、3,648haが指定されております。

その内ですね、農用地、いわゆる田んぼ、畑、樹園地になるんですけども、その部分がですね、1,794haありますけれども、そのうちにさらに農用地区域を設定しますけれども、その農用地区域については1,716haということで更新をしているところです。

つきまして、4ページに移ります。

4ページに移りまして、生産基盤の整備ということで記入をしております。

表については中ほどを見ていただければいいんですけども、三会原、松崎地区・東大地区、中原・寺中地区ということで、整備予定を盛り込んでいるところでございます。

つきまして、5ページに移ります。

5ページの農地保全というところで、溜池の整備計画があるということで、植松地区と言うことで盛り込んでいるところでございます。

そして、5ページ真ん中ほどの保全のための活動ということで、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、「農地利用最適化推進委員」が創設されたことから、真ん中ほどに「農業委員や農地利用最適化推進委員等」ということで盛り込ませていただいているところでございます。

つきまして、7ページに移ります。

7ページの中で、「農用地の流動化」というところの中で担い手に農地を集積していくということで、上の段「ア」のところですね、「人・農地プラン」とですね「農地中間管理事業」というところを盛り込んでいただいているところでございます。

つきまして、9ページに移ります。

9ページについては、近代化施設ということで表が書いてあります。

ハウスや集出荷施設について計画に盛り込んでいるところでございます。

つづいて、10ページに移ります。

10ページの農業を担うべき者の育成・確保についてですけれども、表の上の方にUIターン等希望者や農業外からの新規参入者などの育成確保というところもあるんですけれども、その表の下の所にその事業を進める上で「農業次世代人材投資事業等」という文言を、これはいわゆる、ちょっと名称がですね昨年から変わったんですけれども、青年就農給付金事業ということで、40才未満（45才未満が正）で、独立・自営就農する青年農業者に対しての支援制度と言うものがありますので、その文言等を盛り込んでいるところでございます。

主要な改正部分はそのようになります。

よろしく申し上げます。

今が計画書の中身でございます。

この計画がですね、先日開催しました島原市農業振興地域整備促進協議会において、承認をいただいたところでありまして、本日、農業委員会に説明させていただいたところでもあります。

その後ですね、土地改良区や森林組合などの同意が必要となりますけれども、それが終了いたしましたらですね、県と事前協議というのを行います。

その後県から同意をいただきましたら、その後1ヶ月半ですね、公告・縦覧・異議申立て等が無いようであればですね、この計画書は成立と言うことでですね、最終的には4月一杯で全体見直しを終了する格好になるということになっているところであります。

以上で、島原農業振興地域整備計画の説明の方を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま、事務局及び産業政策課より説明がありましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

(・・・委員)

ちょっとよろしいですか。

(会長)

・・・委員

(・・・委員)

急激に農家人口が減るわけですね。あともう10年したら。来月の8日の日からですか。

タクシーの運転手はいらんの試験しなさるみたいですが。そうすると農業もほとんど無人化にせざるを得ないになってしまうと思うんですよ、10年以内の内に。それを前提にこれ（計画）は立てると。今の基盤整備は数反じゃなかですか。3反とか5反とか。私はこれはまたやり直さなと思うとですよ。

10反なんて結ぶ必要ないような状況で基盤整備をやらなければすばい。

例えばこの道路から向こうの道路まではもう1面（農地）にしてしまうとか。

要するに無人化のシステムですよ。私は干拓をしてみてな、あれも狭かですよ。長さが足らんと

ですよ。Uターンせんぎらあれ1杯にならんと。長いのは1,200mあるんですよ。

そんなくらいいるわけですよ。人がいなくなるわけですから。

選別とかあらゆるのを無人化にしていかないかんとですよ。

それが前提にやればですね、基盤整備だってもう今からするところ、計画を立てるところは、1Kmぐらい。道路から道路までですたい。

一面にしてしまうと。そして町を作り変えるということまでせなんとですよ。

それをやらなければな。次はお金の無しになってしまうとよ。今ん内にせんぎら。それが私は欠けちよっと思えます。以上です。

もう、まもなく我々は死ぬわけですから。

(局長)

回答が出来れば回答をしてください。

(産業政策課長)

ありがとうございました。

(・・・委員)

基盤整備をするとやから、こっちん道路から向こうの道路までとかすればよかわけですたい。

そういう計画を立てれば、そん計画をせんことには話は進まんですよ。

(産業政策課長)

今から、例えばITとかIOTとかそういうのが農家の方にも浸透していくことになるだろうと思います。

今でもトラクターの無人化とかもなってきたておりますので、将来的にはですね、そういう物が農家の方に入って、人がいなくても、そういうことが出来るという状況も出てくるのかなと思います。

今回の計画にはですね、そこまで考えた計画ではございませんが、今後ですね、国・県の方のいろんな考え方も、・・・委員のような考え方も、今後出てくるのかなということは考えられますので、今後はですね、その辺も見極めながら対応していく必要があると思います。

今回の計画につきましてはですね、そこまでを取り込んだ計画と言うのは、なっていないところでございます。

(・・・委員)

だから、基盤整備なんかするとはですね、それが主体でしょうが。農業委員の制度も変わったし。

要するに最適化推進委員というまで、名前まで変わるとる半分は。最適化推進委員と言うことは、一角にまとめてしまえですから。名前まで変わったわけですよ。だから中途半端で変なところから1

人2人きてるけど、本当はそういうものはさせちゃいかんとですよ。

最適化推進委員のために邪魔する仕事になるわけですから。それをしないと農業人口が一番減りますよ。酪農の世界だって時間当たり400頭違つとる。機械の出てきたわけですよ。もう人はおらんしゃ、あっちの方が、将棋の世界が負くつとやから、あれには敵わんわけたない。機械にかなわんとですよ人間は。だから、そういう方向に、特にこの一次産業が私は一番だろうと思いますね。

無人化はすでに、例えば私んとこの10年前の機械でどこに**肥料分**が溜まるとまで機械が全部、地図を描くとですよ。それが、10年前の〇〇にのっつとばない。それが初めは2頭の麦のいっぱいやったとんな。

機械のついちよつとやけんそれの。どこに**肥料分**の足りないというのは、地図のでくつとですから。

そればあとは収穫するばっかいじゃんば。その機械が、それば全てこいでやりよっじゃなかですか。

あれがおらんごとなるわけですから。それ限定で建ててもらわなければ、お金の無駄づかいになるとですよ。

うちの地区んとこは後継者が一人もおらんとよ。だーいもおらんとやっけん。

年金対象者はそっち、上にいかんとおらんと。この地区は一人もおらんとですよ。そういう状況の中ですからね。せつかくすつとやから、市のマスタープランを100年後にも使えるようシステムをやはり今から、いわゆる、そういうコンパクトシティーていうのかな。人間の住むところはそういう風にしてしまう。それ以外は農地ですよ。

(会長)

貴重な参考意見として取り上げていただきたいと思います。

(・・・委員)

それならばですね。あるべき姿とはどのように考えられておられますか。

今、・・・さんが言われたようにですね、10年とか、50年とか最終的には今はその何て言うんですか、進化する段階と言うところですか、最後はどういうところ、最高のモデルとはどういうことを考えておられますか。

(産業政策課長)

今後100年がどうなっているのかと、なかなかイメージすることは難しいところはあるかと思えます。

(・・・委員)

それは人口のあれが出てきよっじゃなかですか。

国からたとえば、その増田さんが出した898の都市が無くなるとか。

あれが前提ですたい。そいけん色が出てるわけですから。これがそうじゃなかですか。

だから、島原市も無くなりますよと言うことは、あれに、のっつとん。だから、それでどう対

策をするかということでしょう。他の農業人口だって、まるっきり変わりますから。そうなれば、変わるとですよ。

(産業政策課長)

・・委員の将来的にどういうプランを描いているのかということですが

(・・委員)

最終的なあるべき姿というか

(産業政策課長)

最終的なあるべき姿ということですが、島原市としましては、今後農家の人口も減ってきますし、後継者問題もあると思いますが、今の現状をですね減らすことのないように、現状維持と言ってはあれなんですけども、減らないように、せめて、現状維持ですね、将来的には島原市として、島原の農業として日本でも残っていくような、農業がずっと続いていくような方向には持っていかなければならないと思っております。

50年先というのは見通せない部分もあると思いますが、それにつきましてもですね、国・県の方も検討されると思いますので、その辺を注視しながら島原のあるべき農業の姿として考えていきたいと思っております。

ちょっと説明になったのかわかりませんが、よろしくお願い致します。

議長

只今、事務局及び市産業政策課より説明がありましたが、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第11号議案 島原農業振興地域整備計画書(案)について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第11号議案、島原農業振興地域整備計画書(案)は、問題なしと

ということで市に回答することに決定します。

これで第11号議案の審議は終了となり、産業政策課はここで退席となります。

(産業政策課、・・・課長・・・班長・・・主任 退席)

以上で第9回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第9回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後3時25分